

亀山市公告第52号

亀山市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀山市条例第185号。以下「条例」という。）第2条の規定により、亀山市道の駅関宿地域振興施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

令和4年7月20日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

名称 亀山市道の駅関宿地域振興施設

位置 亀山市関町新所674番地8

構造 木造瓦葺2階建て

床面積 1階 269.50㎡

2階 77.00㎡

2 施設の管理の基準

指定管理者は、亀山市道の駅関宿地域振興施設指定管理者業務仕様書に基づき適正に管理すること。

3 施設の管理の業務の範囲

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 軽食及び飲食の販売に関する業務

(3) 地域特産物等の展示及び販売促進に関する業務

(4) 観光案内に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、亀山市道の駅関宿地域振興施設条例（平成24年亀山市条例第24号）第3条に掲げる事業の実施に必要な業務

4 指定管理者の指定の期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

5 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請期間

令和4年7月20日から同年8月19日まで（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

6 募集要項及び応募書類の配布期間等

(1) 配布期間

令和4年7月20日から同年8月12日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

三重県亀山市本丸町577番地
亀山市産業環境部商工観光課観光・地域ブランドグループ

(3) 配布方法

直接配布又は亀山市ホームページからのダウンロードによる。